

国保だより

▼国民健康保険限度額適用認定証の更新

現在の認定証の有効期限は7月31日(金)までです。8月以降も認定証が必要な場合は、身分証明書と印鑑を持参のうえ7月21日(火)以降に市役所1階5番保険年金課保険年金係の窓口で申請をしてください。

▼ジェネリック医薬品に関するお知らせを発送します

現在服用している新薬からジェネリック医薬品に切り替えると、薬代の自己負担額がどのくらい軽減できるか試算した通知を、該当の方へ7月下旬に発送します。ご活用ください。

▼国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

現在の高齢受給者証(対象は70歳以上75歳未満の方)の有効期限は7月31日(金)です。

8月1日以降の高齢受給者証は、負担割合の判定を行ったうえで、7月中旬に簡易書留で送付します。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640

年金だより

▼障害年金を受けている方は「現況届」の提出を忘れずに!

次の①・②の方に、青梅年金事務所から「現況届」が郵送されています。

① 20歳前の病気・けがによる障害基礎年金を受けている方

② 障害福祉年金から切り替えられた障害基礎年金を受けている方

現況届は7月31日(金)までに保険年金課保険年金係へ提出してください(郵送可。〒197-8501 福生市本町5 福生市保険年金課保険年金係宛て)。

※受給には所得制限があるため、前年所得の調査があります。平成27年1月2日以降に福生市に転入された方は、平成26年中の所得を証明する書類を必ず提出してください。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670

後期高齢医療だより

①後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しました

平成27年度の保険料額決定通知書を送付しました。4月から年金引き落としによる仮徴収をさせていただいた方には、今回の決定額からすでに納付いただいた保険料を差し引いています。

＜保険料＞被保険者一人ひとりが納めます。保険料率は2年ごとに見直され、原則、東京都内では均一です。

＜保険料の決め方＞保険料年額(限度額57万円)

(均等割額)被保険者1人当たり42,200円 / (所得割額)賦課のもととなる所得金額 × 8.98%

＜保険料の軽減措置＞後期高齢者医療制度加入前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額が9割軽減となり、所得割額はかかりません。

＜保険料の納め方＞原則年金からの引き落とし(特別徴収)です。ただし、その年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替(普通徴収)により納めていただきます。※新たに後期高齢者医療制度に加入された方は、しばらくの間は普通徴収となります。

▼支払方法を「年金からの引き落とし」から「口座振替」に変更できます

【手続き方法】「納付方法変更申出書」の提出が必要です。後期高齢者医療被保険者証、通帳、通帳の届出印を持参し、市役所1階5番保険年金課後期高齢医療係の窓口で申請してください。※金融機関の窓口で保険料の口座振替の手続きをした方は、口座振替のご本人控え、後期高齢者医療被保険者証、印鑑を持参し、後期高齢医療係の窓口で年金天引き中止の手続きをしてください。

▼社会保険料控除について

年金から引き落としの方は、被保険者に社会保険料控除が適用されますが、口座振替を選択された場合は、保険料をお支払いいただいた口座振替の名義の方に適用されます。

②8月から医療機関の窓口で負担する割合が見直されます

平成26年中の所得により、8月からの一部負担金の割合を見直します。

【3割負担となる方】住民税課税所得が145万円以上の方や、その方と同じ世帯にいる被保険者

【1割負担となる方】同じ世帯にいる

後期高齢者医療制度の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の方

▼3割負担の方でも次の条件を満たす方は、1割負担になります

世帯に後期高齢者医療被保険者証の交付を受けている方が、

○1人の場合…前年の収入合計が383万円未満

※被保険者と同じ世帯の70歳から74歳までの方との前年収入の合計額が520万円未満のときも1割負担となります。

○2人以上の場合…前年の収入合計額が520万円未満

該当の方には、「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を6月下旬に送付しましたので、保険年金課後期高齢医療係に申請してください。

③高額な医療費がかかる方の負担減のために

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で、同じ世帯の全員が市民税非課税の方は、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「認定証」)を医療機関の窓口で提示すると、自己負担限度額と入院時の食費が減額されます。保険年金課後期高齢医療係で申請してください。

【申請に必要なもの】後期高齢者医療被保険者証、印鑑(代理人による申請の場合は、お問い合わせください。)

※認定証をすでにお持ちで、平成27年度市民税非課税世帯の方には、新しい認定証を7月中に送付します。

【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」を「利用ください」(登録方法は「ふっさわたしの便利帳」)

8月の無料相談【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

※予約開始日が土・日・祝日の場合、翌日以降最初の平日から予約開始となります。

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	5日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	6日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	11日(火)			
税務相談	27日(木)			
法律相談	1日(土)・12日(火)・19日(水)・26日(水)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	20日(木)	午後1時30分～4時		予約制、先着3人(1人45分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都都民の声課 ☎ 03・5320・7733 へ。
少年相談	21日(金)	午前9時～午後4時30分		予約制、警視庁八王子少年センター ☎ 042・679・1082 へ。相談日当日は秘書広報課広報広聴係へ。
介護保険相談	毎週月・火・木曜日	午前9時～正午、午後1時～4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎ 539・2555
教育相談	毎週月～土曜日	午前10時～午後5時	教育相談室(子ども応援館2階)	教育についての悩み全般に関すること。教育委員会教育相談室 ☎ 551・7700
消費者相談	毎週月・木曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	シティセールス推進課 ☎ 551・1699
事業資金相談	20日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会 ☎ 551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【そのほかの相談】市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談(☎ 551・1511 市役所代表)、心の相談、成年後見制度相談、苦情相談、権利擁護相談、心配ごと相談(☎ 552・5027 福祉センター)

【夏休みの子供の交通事故防止キャンペーン】ピーポくんと交通安全教室(トラックの死角について)や警備犬によるデモンストラーション、白バイの展示等を行います。【日時】7月20日(木)午前11時～午後1時【場所】市民会館前広場【問合せ】福生警察署交通総務係 ☎ 551・0110 (代表)

福生市、東村山市2市合同職員採用説明会

【日時】8月1日(土)午前10時～11時45分

【場所】東京しごとセンター多摩

【対象】次の①②に該当する方

①平成28年3月卒業見込みの方及び既卒者で応募要件に合致する方

②一般行政職・土木職・建築職などで受験希望の方

【定員】先着100人(事前予約制)

※各市で応募要件、募集職種は異なります。詳細は東京しごとセンター多摩のホームページをご覧ください。

【申込み】受付中。電話で東京しごとセンター多摩 ☎ 551・1535

福生市まちづくりに資する寄附金(ふるさと納税)

6月1日から30日までの間に匿名の方から1万円のご寄附をいただきました。寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。

【問合せ】契約管財課管財係 ☎ 551・1535

ご存じですか? 検察審査会

▼検察審査員に選ばれたらご協力を!

交通事故、詐欺などの被害にあったのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれない。このような不服を持っている人のために「検察審査会」があります。費用は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

検察審査会では11人の審査員がこの事件の審査に当たります。審査員は、選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれます。あなたも審査員に選ばれることがあるかもしれません。審査員に選ばれた時には、ご協力をお願いします。

【問合せ】立川検察審査会事務局 ☎ 042・845・0292、最高裁判所ホームページ (http://www.cfts.go.jp/kenshin/)